

令和8年度吉川市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

1 目的

本方針は、平成25年4月1日に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する施設等をいう。）からの物品等の調達の推進を図るための方針を定め、障がい者就労施設等からの物品等の調達の一層の推進を図り、もって障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 障がい者就労施設等からの調達に関する方針

- (1) 障がい者就労施設等が供給する物品等の情報を収集するとともに、各部署において優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るものとする。
- (2) 物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等について配慮するものとする。

3 障がい者就労施設等から調達する物品等及び調達の目標

調達する物品等		調達の目標
物品の購入	パン、飲料等の食品の購入など	258千円
役務の提供	車いすメンテナンス、除草業務、洗車業務など	3,045千円
その他	車いすレンタル、事業の景品用クッキー券	65千円

4 調達に当たり留意すべき点

- (1) 予算の適切な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するものとする。
- (2) 調達の手続については、障がい者就労施設等が不当に排除されないことがないよう競争への参加機会の確保に留意することとする。
- (3) 納期の設定などについては、障がい者就労施設等からの調達に配慮したものとする。

5 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、ホームページにより速やかに公表する。
- (2) 物品等の調達実績については、年度終了後にホームページにより速やかに公表する。